

平野区保健福祉センターにおける障がい福祉関係業務会計年度任用職員要綱

制定 令和8年8月28日

（目的）

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき委嘱される平野区保健福祉センターにおける障がい福祉関係業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（任用及び採用選考）

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

（1）筆記（論文）試験

（2）口述（面接）試験

2 その他、採用選考に必要な事項は、「平野区保健福祉センターにおける障がい福祉関係業務会計年度任用職員募集要項」で定める。

（再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（業務内容）

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）障がい福祉関係業務における入力作業、交付物・通知文書の作成補助業務、書類整理・編綴作業、窓口・電話対応業務など

（2）その他保健福祉課長が必要と認める地域福祉関係業務

（勤務時間等）

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

（1）勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で週4日勤務、もしくは1日6時間の勤務時間で週5日勤務

（2）勤務時間

週4日勤務は、午前9時00分～午後5時15分もしくは午前9時15分～午後5時30分

週5日勤務は、午前9時00分～午後3時45分

（3）休憩時間は前号に掲げる勤務時間の内45分間とする。

（その他）

第6条 その他必要な事項は、平野区長が定める。

附則

この要綱は、令和8年8月28日から施行する。